

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 834 1331"><u>2025年2月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 854 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1843 1297 2080 1331"><u>2025年4月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1444 2101 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)												
<p>第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2-1 定額利用料 2-1-3 付加機能利用料</p>	<p>第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2-1 定額利用料 2-1-3 付加機能利用料</p> <table border="1" data-bbox="1383 432 2516 821"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th colspan="2">単位</th> <th>料金額[月額] (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意付加機能</td> <td>6 トラヒック優先制御機能</td> <td rowspan="2">基本額</td> <td rowspan="2">1の契約者回線ごと</td> <td rowspan="2">900円 (税込990円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 トラヒック優先制御機能とは、混み合う時間帯でも優先制御により、低遅延で安定した環境を提供する機能をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">内容</p> <p>ア <u>ピカラ光ねっと契約者(品目が10Gb/sに限る)は、トラヒック優先制御機能の利用を請求することができます。</u></p> <p>イ <u>当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</u></p> <p>ウ <u>本機能は、当社一部ネットワーク内で通信が混雑した場合に、契約者の通信を優先しますが、必ずしもその通信を保証するものではありません。</u></p> <p>エ <u>本機能は、当社一部ネットワーク内で通信が混雑した場合に優先制御されるものであり、インターネットを含むあらゆる区間で優先制御されるものではないため、それらに起因して通信遅延が発生する可能性があります。</u></p> <p>オ <u>本機能は、ピカラ光サービスにおける通信速度を保証するものではありません。</u></p> <p>カ <u>当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> <p>キ <u>当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、カの規定は適用しません。</u></p> <p>ク <u>本機能におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</u></p>	区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)	任意付加機能	6 トラヒック優先制御機能	基本額	1の契約者回線ごと	900円 (税込990円)		6 トラヒック優先制御機能とは、混み合う時間帯でも優先制御により、低遅延で安定した環境を提供する機能をいいます。	<p>-</p>
区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)										
任意付加機能	6 トラヒック優先制御機能	基本額	1の契約者回線ごと	900円 (税込990円)										
	6 トラヒック優先制御機能とは、混み合う時間帯でも優先制御により、低遅延で安定した環境を提供する機能をいいます。													

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2025年4月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>3 別記1(1)の提供区域において、2025年4月1日から2025年5月31日までの間に光ネットサービス契約の新規契約を行ったピカラ光ねっと契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>(1) 料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金(ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く)について、光ネットサービス契約の定額利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(2) ピカラ公式サイト( <a href="https://www.pikara.jp/hikari.html">https://www.pikara.jp/hikari.html</a> ) から、ピカラ光ねっと申込みを行った場合、料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金(ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く)について、(1)の特例措置が終了する翌月から5ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(3) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が0円とされる場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)及び(2)の特例措置を実施します。</p> <p>4 別記1(1)の提供区域において、2025年4月1日から2025年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行ったピカラ光ねっと契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>(1) プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)に係る新規契約に伴う契約事務手数料交換機等工事費については0円とします。</p> <p>(2) ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。 デュアルスタックの提供を受けていないピカラ光ねっと契約者がデュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。(ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く)</p> <p>(3) 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K)1,000円(税込1,100円)を0円とします。</p> <p>5 4(1)の場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。 現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。</p>	